

令和5年度 広域観光コンテンツ造成事業に係る 企画提案公募要領

観光分野における兵庫・大阪の連携を進め、世界有数の広域観光エリアを形成し、2025年大阪・関西万博の開催時における県内・府内への滞在、周遊促進につなげるため、兵庫県、大阪府、公益社団法人ひょうご観光本部及び公益財団法人大阪観光局は、「広域観光コンテンツ造成事業」を実施する。

本事業では、兵庫・大阪の特色を活かした新たなコンテンツを造成することに加え、それらを繋ぐ「広域周遊モデルコース」を開発する。また、これらを効果的に情報発信することにより認知向上・販売につなげ、兵庫・大阪エリアの広域周遊の促進を図るため、企画提案公募により受託事業者を募集する。

1 事業概要

- (1) 事業名称 広域観光コンテンツ造成事業
- (2) 委託者 公益社団法人ひょうご観光本部
- (3) 委託上限金額 21,600,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- (4) 業務内容 別添仕様書のとおり

2 スケジュール

令和5年4月14日（金）	公募開始
令和5年4月14日（金）～4月21日（金）	質問受付
令和5年4月28日（金）	参加表明書提出期限
令和5年5月9日（火）	企画提案書提出期限
令和5年5月18日（木）～5月19日（金）	プレゼンテーション審査
令和5年5月下旬	審査結果通知・契約締結
令和6年3月29日（金）	事業終了

3 応募資格

業務を委託するための企画提案公募に応募することができる者は、次の全ての要件を満たす者または複数の者による共同企業体（コンソーシアム）であること。

なお、複数で応募する場合は、構成員全員が要件を満たすこと。

- (1) 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる機能及び能力を有すること。
- (2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けること。
- (3) 業務の実施に当たり、実施主体者との打合せや問い合わせに適切に対応することができること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者
- イ 4(3)に掲げる書類（以下、「応募図書」という。）の受付期間において、県・府の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
- エ 兵庫県・大阪府が賦課徴収する全ての県税・府税（県・府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事業所の所在地の都道府県における都道府県税に係る徴収金）、消費税又は地方消費税を完納していない者
- オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
- カ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者

4 応募手続

(1) 受付期間

令和 5 年 4 月 14 日（金）から 5 月 9 日（火）17 時必着

ただし、土日を除く平日の 9 時から 17 時まで

(2) 提出方法

原則として、応募図書は直接持参または郵送（簡易書留など送達過程が確認できるもの）により提出することとし、FAX や電子メールでの提出は不可とする。

※ 企画公募に応募する意思がある場合は、4 月 28 日（金）までに参加表明書（様式第 1 号）を持参又は郵送により提出すること。

(3) 提出書類及び提出部数

この実施要項に基づく以下の書類（応募図書）を各 10 部提出すること。

① 参加表明書（様式第 1 号）

② 会社概要及び業務実施体制調書（様式第 2 号）

③ 提案内容を説明する書類

※ 様式任意（A4 版 20 ページ以内）

※ 左肩ホッチキス止め、製本等の装飾不要

※ 別葉で以下を含めること（必須項目）

事業実施スケジュール

④ 誓約書（様式第 3 号）

⑤ 見積書及び経費内訳（様式任意）

⑥ 納税証明書（提出の日において発行から 3 ヶ月以内のもの）

ア 兵庫県税・大阪府税に係る徴収金（延滞金等の附帯金を含む）の未納がないことを証する納税証明書

※ 兵庫県及び大阪府内に事業所がない者は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代える。

参考：（兵庫県）https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk22/pa04_000000083.html

（大阪府）<https://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/nouzeishomei.html>

イ 国税：税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（その 3 の 3）

参考：（国税庁）<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>

⑦ 定款の写し（原本証明してください）

(4) 注意事項

- ① 応募図書は、審査のためにのみ使用し、応募者には理由の如何を問わず返却しない。
- ② 提案にかかる全ての経費は事業者等の負担とする。

5 実施要項の内容に関する質問及び回答

(1) 受付期間

令和5年4月14日(金)から4月21日(金) 17時まで

(2) 提出方法

質問票(様式第4号)を電子メールにより事務局へ提出。
なお、提出後、電話などにより到着を確認すること。

(3) 質問に対する回答

質問への回答は、原則参加申込者全員へ連絡する。

(4) その他

- ① 書類の具体的な記載内容や審査基準に関する問い合わせは受け付けない。
- ② 質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

6 審査

審査会を設置し、以下の項目について審査の上、業務を委託する者を選定する。

なお、必要に応じて、応募者に対して応募図書の内容の確認、追加書類の提出の依頼、ヒアリング等を行うことがある。

(1) 審査の方法

応募のあった提案事業は、プレゼンテーションにより、以下に掲げる内容について総合的に評価し、選定する。

- ① 提案内容
- ② 事業実施に関連する実績
- ③ 業務遂行体制
- ④ 業務項目に係る費用

(2) 審査の結果の連絡

審査の結果は、事務局から応募者全員に文書で通知する。

(3) 審査対象からの除外(失格事由)

- ① 「3 応募資格」に該当しない場合
- ② 要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ③ 選定委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求める場合
- ④ 応募提案書類に虚偽の記載を行った場合
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼす恐れがある不正行為を行った場合

7 選定の取消

提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は選定を取り消し、次点のものを採用する。

8 委託契約の締結

(1) 契約条項は、委託者において示す。

(2) 委託契約の締結にあたっては、契約金額の10分の1以上の契約保証金が必要であるが、委託者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金を免除することとする。

9 契約の解除

(1) 委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。

(2) 上記(1)により契約を解除した場合、委託者は損害賠償又は違約金を求める場合がある。

10 委託料の支払い

委託料の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

11 適正な事業執行に係る留意事項

- (1) 委託者は、業務を委託する者として選定されたもの（以下、「受託者」という。）と提案業務の実施方法等その内容について、協議し、調整を行う。この協議・調整において、委託者と受託者双方で確認の上、提案業務の内容を修正し、又は変更することがある。
- (2) 受託者は、(1)の協議・調整をした業務の内容を記載した業務計画書及び業務の実績を記載した実績報告書を委託者に提出すること。業務の実施に当たっては、業務計画書、委託契約書及び業務委託仕様書に従うこと。
- (3) 実施にあたっては、本事業に係る総勘定元帳、決算書類、出納整理簿、支払振込書及び請求書や納品書等の会計関係帳簿類を整備するとともに、受託者が実施している既存事業の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (4) 受託者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿類、通帳等）を事業終了後5年間保存すること。
- (5) 事業の受託により得られた情報は、委託事業終了後においても守秘義務があること。

12 連絡先及び応募図書の提出先

公益社団法人ひょうご観光本部 担当：本條

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 078-361-7661（直通）ファックス 078-361-7662

電子メール honjo@hyogo-tourism.jp